

荒川区公契約条例事業者説明会

令和8年7月3日（金）

令和8年7月6日（月）

荒川区総務部経理課

説明会の内容

① 公契約条例の概要

- ・ 経緯、目的
- ・ 適用される契約の範囲、労働者の範囲
- ・ 約定事項

② 公契約条例が適用された契約の手続等について

- ・ 労働条件に関する事項の報告書
- ・ 労働者等への周知
- ・ 労働者からの申出の対応
- ・ 公契約条例適用案件の流れ

③ その他

- ・ 公契約審議会

1. 条例制定の経緯

●これまでの取組み

適正な労働環境等を確保するため、以下の取組を実施

- ・労働環境の確認に関する報告書の提出
- ・社会保険労務士による事業所訪問調査



●近年の状況

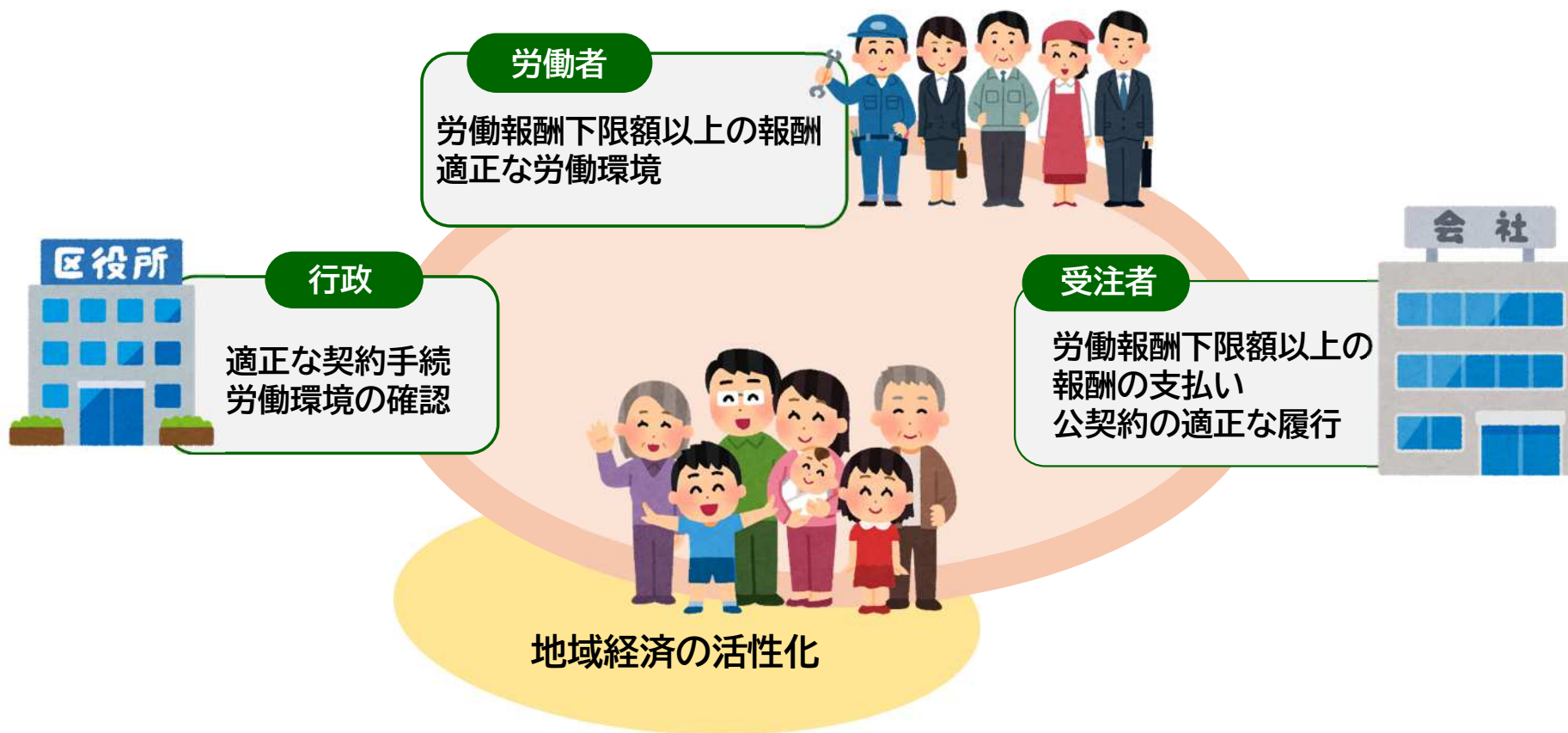
- ・物価や賃金の水準が高騰していることに加え、様々な業種で人手不足が顕著になっており、人材確保が喫緊の課題。
- ・近隣自治体でも公契約条例の制定が進み、制定区と未制定区の契約において、賃金格差や人員確保に影響することへの懸念が増大。
- ・公契約条例の大きな課題であった事業者の事務負担について、負担を軽減した運用が主流になり（チェックシート方式）、事業者からも理解を得やすい状況が整いつつある。

●公契約条例の制定（令和8年3月）

条例を制定することにより権利、義務を明確化することで、労働環境等の確保の取組みの実効性をより高める。

2. 条例の目的

荒川区公契約条例は、入札、契約の適正化や労働者等の適正な労働環境の整備を推進することで、公契約の適正な履行、品質の確保を図り、区民の福祉の増進、地域経済の活性化などを目的とするものです。



3. 公契約条例が適用される契約の範囲について

工事請負契約

予定価格 1億円以上の契約

業務委託契約

予定価格が1,000万円以上の次に掲げる契約のうち、年間を通じた契約

- 区の施設の管理運営業務
- 警備業務（機械警備を除く）
- 給食の調理業務
- 学校又は保育園における用務業務
- 廃棄物又は資源の収集運搬業務
- 区の施設の清掃業務
- 区の施設の受付業務又は電話交換業務
- 学童クラブ・放課後子ども教室運営業務
- 車両の運行業務
- 福祉サービスにおける支援業務

指定管理協定

全ての協定

令和9年4月以降に締結する契約から順次適用されます

4. 公契約条例が適用される契約の約定事項について

契約時に取り交わす特約条項により主に以下の事項が受注者等に義務付けられます。

①労働報酬下限額以上の支払い

労働者等に対し、区が定める労働報酬下限額以上の報酬を支払う

②労働報酬に係る受注者の連帯責任

受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき等は、受注関係者と連帯して、労働者等に対し、労働報酬に相当する金額等を支払う

③労働条件に関する報告書の提出

「労働者等の労働条件に関する事項の報告書」を作成し、決められた期日までに区に提出する

④労働者等に対する周知

労働者等に次の事項について作業所等の見やすい場所に掲示する等により周知する

- ①労働報酬下限額
- ②労働報酬下限額の適用対象となる労働者の範囲
- ③申出に関する事項
- ④労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
- ⑤不利益取扱いの禁止等に関する事項

⑤労働者等からの申出への対応

- ・労働者等から問合せや申出があった場合、誠実に対応する。
- ・労働者等が申出をしたことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない。

5－1．労働報酬下限額について

労働報酬下限額

受注者が労働者等に対して支払わなければならない**1時間あたりの報酬**
の下限額。区は、毎年その額を決定します。

※令和9年度の労働報酬下限額は、委託・指定管理については令和8年12月頃、工事については令和9年3月頃に告示する予定。

- 指定管理協定
- 業務委託契約（単年度・長期継続）



最新年度の労働報酬下限額
を適用

- 工事請負契約
- 業務委託契約（債務負担）



契約締結時の労働報酬下限額
を適用

5－2. 他区の労働報酬下限額(委託・指定管理)

	R8	R7	R6	R5	R4	R3
渋谷区	1,601円	1,426円	1,240円	1,172円	1,127円	1,122円
足立区	1,483円	1,350円	1,219円	1,130円	1,094円	1,094円
千代田区	1,465円	1,335円	1,200円	1,129円	1,104円	1,095円
世田谷区	1,610円	1,460円	1,330円	1,230円	1,170円	1,130円
目黒区	1,496円	1,298円	1,191円	1,110円	1,100円	1,080円
新宿区	1,573円	1,438円	1,245円	1,202円	1,080円	1,050円
杉並区	1,500円	1,400円	1,231円	1,138円	1,093円	1,083円
江戸川区	1,480円	1,350円	1,220円	1,120円	1,080円	1,050円
中野区	1,510円	1,380円	1,310円	1,170円	—	—
北区	1,496円	1,368円	1,191円	1,147円	—	—
墨田区	1,486円	1,349円	1,210円	—	—	—
台東区	1,501円	1,323円	—	—	—	—
文京区	1,480円	1,295円	—	—	—	—
品川区	1,500円	—	—	—	—	—
豊島区	1,500円	—	—	—	—	—
隣接区平均	1,489円	1,337円	1,207円	1,139円	1,094円	1,094円
特別区平均	1,506円	1,367円	1,235円	1,155円	1,106円	1,088円

 隣接区

5－3. 労働報酬下限額が適用される労働者

(1) 適用される労働者

1	受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する者 ※ 労働基準法第9条に規定する労働者で、正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等、雇用形態は問いません。
2	労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者
3	受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの（いわゆる一人親方）

(2) 適用されない労働者

1	同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
2	労働者ではない者 (ボランティア、会社役員等)
3	最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者
4	公契約に係る業務に直接従事しない者 (事務員、材料の製造に従事する者等)
5	公契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者
6	工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者)

5－4．労働報酬の算定について（工事請負）

区分	労働者等	手当等	例
算定対象	熟練労働者・ 熟練労働者以外の労働者	基本給相当額	基本給(定額給)、出来高給
		基準内手当	家族手当(扶養手当)、通勤手当、都市手当(地域手当)、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当
		実物給与	通勤用定期・食事代
		臨時の給与	賞与(期末手当、勤勉手当)、その他臨時の賃金等
	一人親方	受注者又は受注関係者との請負契約における請負代金 請負代金が、その業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その額	
算定対象外	熟練労働者・ 熟練労働者以外の労働者	特殊な労働に対する手当	突貫手当等
		時間外割増賃金	時間外・休日・深夜
		仕事がないために労働者を休業させたことに対する手当	休業手当
		本来は経費にあたる手当	工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、運転手当(送迎車運転手当)、赴任等手当、研修手当、携帯電話手当等)
	一人親方	調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費	

5－5．労働報酬の算定について（業務委託・指定管理）

区分	労働者等	手当等	例
算定対象	委託契約・指定管理協定における労働者	基本給相当額	基本給
		諸手当	職務手当、現場手当、技能手当等
算定対象外	委託契約・指定管理協定における労働者	時間外割増賃金	時間外・休日・深夜
		臨時の給与	臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
		諸手当	精皆勤手当、通勤手当、家族手当

6-1. 労働者等の労働条件に関する事項の報告書

労働者等の労働条件に関する事項の報告書（工事請負契約）				
提出日 令和 年 月 日				
契約書名				契約番号
受注者	名称			代表者名
	所在地			
	担当者名	電話番号	担当者の職目	
報告図章	国章			
	確認事項	確認欄		
約定事項	1 条約で定める労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。	はい・いいえ		
	2 条約別表「6 労働者等に対する雇用」に基づき、周知すべき事項について提示、書面の交付を行っている。	はい・いいえ		
就業規則等	3 常時10人以上の労働者を雇用している場合、就業規則を法令に準じて作成し、労働基準監督署に提出している。変更が生じた場合も同様に提出している。	はい・いいえ		
	4 労働者に対して、就業規則等を周知している。	はい・いいえ		
雇用関係	5 時間外及び休日の労働について、適切に労務管理を施し、労働基準監督署に届け出ている。	はい・いいえ		
	6 労働者に対し、雇用契約書等により、労働基準法に定める労働条件等（労働時間、賃金等）を書面で明示している。	はい・いいえ		
賃金	7 賃金（現金に換算した直正の計算により賃金（法定最低賃金を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	はい・いいえ		
	8 休金について連発で直接又は本人が希望する場合は1段階減等の確実な方法により、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。	はい・いいえ		
労務管理関係	9 労務管理、休憩、休日、時間外及び年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	はい・いいえ		
	10 法定基準（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備し、適正な期間保存している。	はい・いいえ		
安全衛生	11 作業場の安全及び健康（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している（衛生管理室、産業医等）。	はい・いいえ		
	12 常時使用する労働者に、1年に1回以上、健康診断を実施している。また、有所属者に、医師の意見聴取や就業上の指導を行っている。	はい・いいえ		
社会保険	13 労働保険及び社会保険の料金を適正に行っている。	はい・いいえ		
労務共済	14 従業員共済会に加入し、共済証を配布している。	はい・いいえ		
下請業者	15 下請業者との契約において、所定価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。	はい・いいえ		
	16 下請業者の労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬を支払われるよう、当該事業主に要請を行っている。	はい・いいえ		
	17 当該建設工事における進捗状況を把握し、これを当該工事現場の見やすい場所に提示し、区にも提出している。	はい・いいえ		
確認結果が「いいえ」の場合はその理由及び改善予定等記入してください。				
確認事項の番号	「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等			

- 公契約の受注者は「労働条件に関する事項の報告書」を区に提出する義務があります。
- 報告書の提出義務は、受注者のみにあり、受注関係者（下請業者等）の提出は必要ありません。
- 区ホームページから様式をダウンロードして、入力（確認欄はプルダウンで「はい」「いいえ」を選択）していただき、メールにより提出してください。

6-2. 「労働者等の労働条件に関する事項の報告書」提出について

●工事又は製造の請負契約

①単年度契約

1回目	契約締結後、 <u>3か月以内</u>
2回目	業務完了日の <u>3か月前から業務完了日まで</u>

②複数年度契約（工期が複数の年度にまたがるもの）

1回目	契約締結後、 <u>3か月間以内</u>
2回目以降	年度につき1回を基本とし、 <u>毎年度6月末までに提出</u>
最終回	業務完了日の <u>3か月前から業務完了日まで</u>

●業務委託契約・指定管理協定

①単年度契約

1回目	契約締結後、 <u>概ね1か月以内</u>
2回目	業務完了日の <u>1か月前から業務完了日まで</u>

②複数年度契約、指定管理協定

1回目	契約もしくは基本協定締結後、 <u>概ね1か月以内</u>
2回目以降	年度につき1回を基本とし、 <u>毎年度概ね4月末までに提出</u>
最終回	業務完了日の <u>1か月前から業務完了日まで</u>

7. 労働者等への周知について

掲示用お知らせ

《資料3》労働者等への周知様式図

荒川区公契約条例に関するお知らせ

件名	
履行場所	
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

上記の諸氏は、荒川区公契約条例に基づき労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払うことを区と受注者との契約又は協定の甲で約しています。

○労働報酬下限額

工事請負契約
業務委託及び指定管理協定

○荒川区公契約条例が適用される労働者の範囲

適用される労働者	① 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する者 ※ 労働基準法第9条に規定する労働者で、正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等、雇用形態は問いません。 ② 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者 ③ 雇主が提供する業務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者(いわゆる一人親方)
適用されない労働者	① 雇用の初めのみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人 ② 労働者ではない者(ボランティア、会社役員等) ③ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。) ④ 公契約に係る業務に直接従事しない者(事務員、材料の製造に従事する者等) ⑤ 公契約に従事した時間が1か月あたり30分未満の者 ⑥ 工事又は製造の請負の契約の場合における現場監督者(現場代理人、監理技術者、主任技術者)

○申出をする場合の申出先

公契約条例の適用となる労働者等は、最低額以上の労働報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者、受注関係者又は区に申出することができます。

なお、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いはありません。

また、受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、「当該労働報酬に相当する額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する額を支払う」に任が生じます。

申出先	申出書提出先	連絡先
受注者		
発注者	荒川区総務部経理課 〒118-8501 荒川区荒川三丁目2番3号	03-5302-3111(代表) 内線 2261～2262

労働者等に次の事項について作業所等の見やすい場所に掲示する等により周知する必要があります。

- ①労働報酬下限額
- ②労働報酬下限額の適用対象となる労働者の範囲
- ③申出に関する事項
- ④労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
- ⑤不利益取扱いの禁止等に関する事項

配布用カード

荒川区公契約条例のお知らせ

この業務には、荒川区公契約条例に基づき、労働報酬下限額が適用されます。
詳細については、荒川区ホームページをご確認ください。

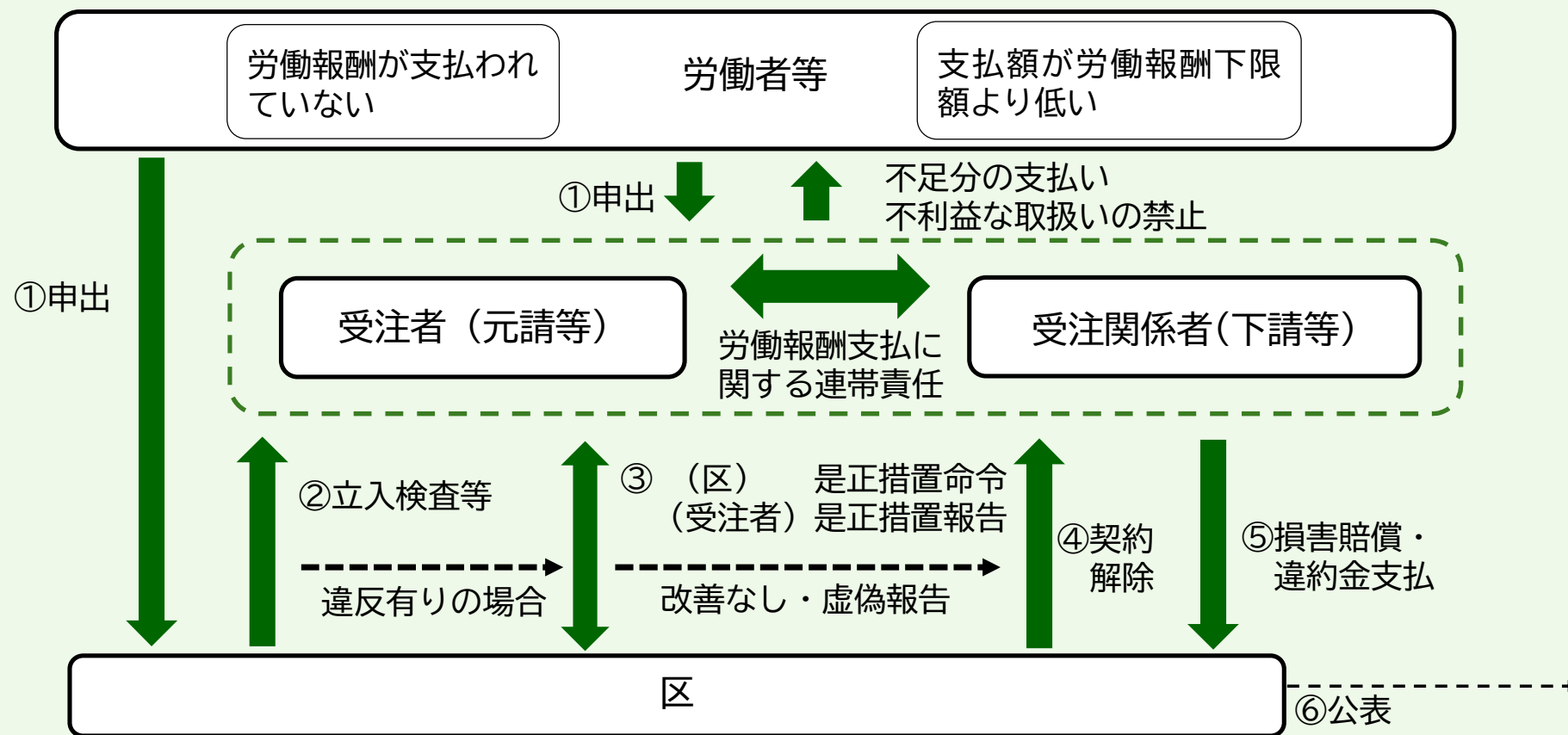
The minimum labor remuneration established under the Arakawa City Public Contract Ordinance applies to those engaged in this work. For more details, please visit the Arakawa City website.



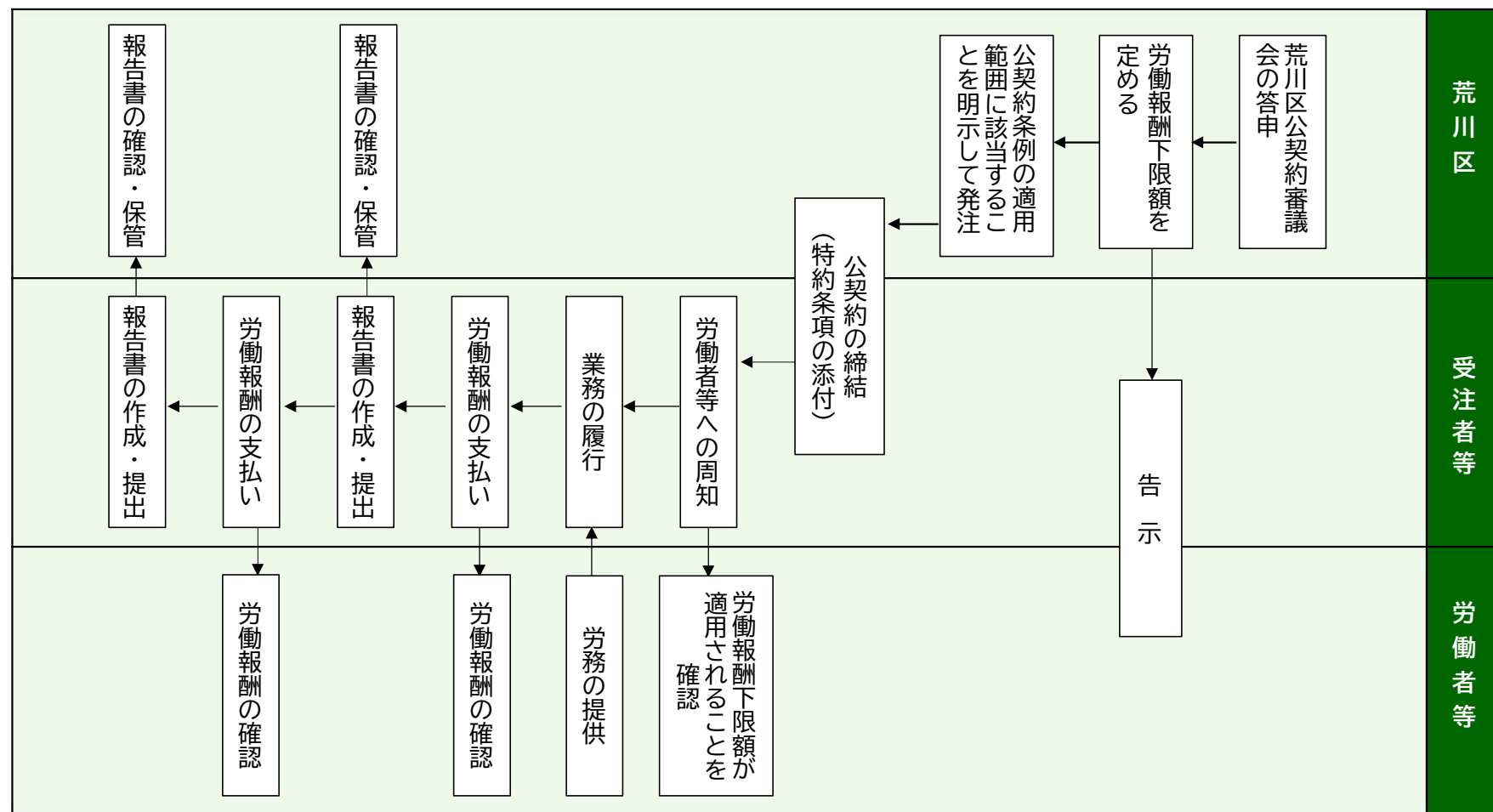
必要に応じて、配布用カードもご利用ください。

8. 労働者等からの申出の対応

労働者等から申出があった場合の対応の流れ



9. 公契約条例適用案件の流れ



10. 公契約審議会

荒川区公契約審議会は、公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、荒川区公契約条例に基づき設置する区長の附属機関です。

内容	区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査・審議し、答申する。
委員	区長が委嘱する6人 (学識経験者2人、事業者団体関係者2人、労働者団体関係者2人)
回数	年2回程度（初年度は8月、10月、12月頃の3回を想定）